

議案第 87 号 三田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

福祉医療及び子育て支援医療制度の資格確認には、加入する医療保険、世帯の所得、生活保護の受給、障害の等級や介護認定区分等の情報が必要となる。

新規申請や変更申請にあたっては、これらを確認できる書類の提示を求める等により対応しているが、特に転入時においては前住所地から証明等を取り寄せる必要がある場合もあり、申請者の負担となっている。

これら必要な情報を、本人同意のもとマイナンバー制度を利用し、関係機関と情報連携を行うに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき当該条例の一部を改正し、市民の利便性向上、事務の効率化を図るもの。

【内 容】

福祉医療の資格認定に必要な下記情報を照会できるようにする。

福祉医療制度	照会できるようにする情報
高齢期移行 重度障害者 母子家庭等	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付等関係情報 (3) 障害者手帳関係情報 (4) 介護保険給付等関係情報 (5) 生活保護関係情報（中国残留邦人、外国人生活保護等を含む）
乳幼児等 子ども	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付等関係情報 (3) 生活保護関係情報（中国残留邦人、外国人生活保護等を含む）
高齢重度障害者	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付等関係情報 (3) 障害者手帳関係情報 (4) 生活保護関係情報（中国残留邦人、外国人生活保護等を含む）

【施行期日】

公布の日

【その他】

条例改正後、国が設置する「個人情報保護委員会」の審査を経て、令和 7 年 10 月頃から運用開始予定。